

熊本市介護職員確保支援事業補助金 Q&A集

最終更新日:令和8年(2026年)7月15日

No	項目	キーワード	質 問	回 答
1	交付上限	交付上限	補助金は1回限りの交付か。	今年度交付した団体に次年度以降交付を制限するものではありませんが、取組みを幅広く支援する趣旨から、一度交付された取組みについては不採択になる場合もあります。
2	計画変更	軽微な変更	「軽微な変更」はどのような場合が該当するのか。	以下の場合には「軽微な変更」に該当します。 ⇒ 変更前後で、交付決定金額から金額が変わらず、支出科目及び支出目的が変わらない場合 (例1)研修会で使用するために需用費で計上した「コピー用紙」の数量や合計額の減額分で、同研修会で使用するために当初計画に記載していなかった「封筒」を購入する場合 (例2)研修会周知のために役務費で計上した「はがき」「切手代」を、「広告料」に変更する場合 なお、以下の場合には、「変更申請」が必要となります(交付決定額からの増額は、原則認められません)。 ⇒ 内容を変更することによって金額に変更が生じる、又は、支出科目及び支出目的が変わる場合 (例3)交付決定額2,500千円で、講師の都合により研修会1回分の開催が困難となったため、当該研修会に係る謝金や旅費等を、当初計画書に記載していなかった「パンフレット作成費」に充て、対象経費が2,200千円となる場合 ★上記の例1～3はあくまで例示であり、いずれの場合でも、変更内容を実施する前に、まずは、県へ御相談ください。
3	対象事業	訪問看護事業所	訪問看護事業所は対象になるか。	介護職員の確保に係る取組みは対象になり得ますが、看護職員の確保に係る取組みは対象となりません。
4	対象事業	人材確保	求人強化のため、ホームページの改訂を検討しているが、補助対象となるか。	既存のHPやSNSの運営や改修に要する経費は、補助対象となりません。
5	対象事業	人材育成	人材育成の取組みとして研修を実施する場合、毎月実施するものの対象期間分の合計が補助対象となるか。	お見込みのとおりです。 ただし、団体本来の事業として実施する既存の大会や研修交流会、発表会等については、補助対象となりません。
6	対象事業	人材確保	地域住民向けに講師を呼んで市民講座を行いたい。補助対象となるか。	目的が介護人材の確保につながる取組みであれば補助対象となり得ます。
7	対象事業	具体例	対象となる事業の具体例を教えてください。どの部分の費用が助成対象となるのか。	募集要項に記載した取組みが例として挙げられますが、これに限定されるものではありません。対象経費の詳細については個別に御相談ください。
8	対象事業	補助基準額	補助基準額の考え方は。取組みを組み合わせれば補助上限額が増えていくのか。	1団体当たりの補助上限額は250万円です。 複数の取組みの補助基準額を合計するものではありませんので、ご注意ください。 (例1)①と②を実施⇒補助基準額:250万円 (例2)①と③を実施⇒補助基準額:250万円 (例3)②のみ ⇒補助基準額:125万円

熊本市介護職員確保支援事業補助金 Q&A集

最終更新日:令和8年(2026年)7月15日

No	項目	キーワード	質 問	回 答
9	申請者	補助対象者	任意団体の場合、申請することは可能か。	以下の要件をすべて満たしていれば、申請は可能です(補助金の交付をお約束するものではありません)。 ①5法人以上、かつ、過半数が介護サービス事業所を運営する法人で構成されていること ②本補助金の活用を目的として設立した団体ではないこと ③団体の定款、規約等を有すること ④団体の総会を年1回以上開催していること ⑤団体としての活動(事業)実績を有すること ※上記を確認できる書類を御提出いただく必要があります。
10	対象経費	需用費	研修会資料印刷等のためにコピー用紙を購入するが、通常業務でも使用する分とまとめて購入したい。	事務負担軽減の観点から、通常業務分と合わせて購入することは差し支えありませんが、本事業分で使用された数量が分かるように領収書等を分けてください。
11	対象経費	委託料	アドバイザー派遣や人事管理・服務管理制度の導入については、コンサルや社労士への業務委託でも可能か。	取組みを委託する場合の委託料も補助対象になり得ます。 委託により事業を実施する場合は、事業計画書に委託先を明記の上、見積書(単価、数量及び詳細な業務内容の内訳が確認できるもの)を合わせてご提出ください。 なお、申請団体構成員等への委託料は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
12	対象外経費	報償費	法人や法人内の団体役員やスタッフ及び有償ボランティアの人件費として、報償費に計上したい。補助対象となるか。	補助対象となりません。
13	対象外経費	旅費	クオカードや金券を講師謝金や旅費として支給したい。金券等の購入費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
14	対象外経費	旅費	イベントや研修、視察等の参加者の旅費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
15	対象外経費	需用費	パソコン(周辺機器含む)、タブレット通信機器、デジタルカメラ等は補助対象となるか。	交付決定事業以外でも利用することができる備品・電化製品の購入費は補助対象となりません。 ただし、当該年度内のリース料であれば、使用料及び賃借料として補助対象となり得ます。
16	対象外経費	需用費	イベント等参加者への記念品や景品、講師への記念品やお土産代は補助対象となるか。	補助対象となりません。
17	対象外経費	需用費	研修会講師の書籍購入費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
18	対象外経費	需用費	研修会に係る印刷・製本を申請団体構成員が行う場合の経費は、補助対象となるか。	補助対象となりません。
19	対象外経費	役務費	人材確保のため、有料の人材紹介に対する紹介手数料も対象となるか。	補助対象となりません。
20	対象外経費	役務費	クリック課金型広告の広告料は補助対象になるか。	補助対象となりません。

熊本市介護職員確保支援事業補助金 Q&A集

最終更新日:令和8年(2026年)7月15日

No	項目	キーワード	質 問	回 答
21	対象外経費	役務費	コピー代、光熱水費、電話代(FAX通信費)、WEB会議に係る通信費・契約料、郵送料は補助対象になるか。	団体の通常業務と交付決定事業とで明確に区別することが困難な場合は、補助対象となりません。
22	対象外経費	役務費	連携事業として実施する場合、チラシ等に連携団体等の名称等の記載を忘れてしまった。補助対象となるか。	団体の名称、又は連携するすべての法人名が記載されていない等、連携事業であることが客観的に判断できない場合は、補助対象となりません。 ただし、交付決定以前に実施した研修会のチラシ等については、交付決定した事業であることが分かるものであれば、補助対象となり得ます。
23	対象外経費	委託料	交付決定された事業を、法人内の団体や個人等に委託して実施したい。補助対象となるか。	研修会講師の謝金や旅費を除き、法人内の団体や個人等への委託料は補助対象となりません。なお、他の連携法人等委託先によっては補助対象外とする場合がありますので、委託により事業を実施する場合は、事業計画書に必ず委託先を明記してください。
24	対象外経費	委託料	研修会周知のためのチラシを法人や法人内の団体、個人等で作成する場合、チラシ作成費は補助対象となるか。	補助対象となりません。 ただし、広告代理店や印刷会社等へデザインや印刷を委託する場合は、補助対象となり得ますので、委託契約書及びチラシ原本を添付してください。
25	対象外経費	委託料	研修会周知のために各構成員にFAXを送信する場合の委託料は補助対象となるか。	補助対象となりません。
26	対象外経費	使用料及び賃借料	法人や法人内の団体が所有する事業所や施設の一室を利用して打合せや研修会を行う場合、会場使用料は補助対象になるか。	補助対象となりません。
27	対象外経費	食糧費	会議実施の際のお茶や弁当、茶菓子等を購入したい。補助対象となるか。	食糧費(水やお茶、弁当、茶菓子等)は、補助対象となりません。
28	対象外経費	新規雇用	新たに外国人を介護職として雇用する場合に係る住居費、賃金は補助対象となるか。また、派遣会社への手数料等の準備資金は対象となるか。	補助対象となりません。
29	対象外経費	未支出経費	年度内に実施したが、領収済ではない活動は、補助対象となるか。	補助対象となりません。
30	対象外経費	事業実施後の物品の購入	事業実施後に物品を購入しても構わないか。	事業で使用される物品等は、事業実施前に購入していただくことを基本としています。 そのため、団体や構成員個人が所有している物品(文具・コピー用紙等)を事業で使用し、使用した分の補填分として事業実施後に購入することは、購入日と事業実施日等との整合性が取れないため、「正当な手順を踏んでいない支出」として補助対象となりません。
31	対象外経費	領収書	海外で発行された領収書も認められるか。	補助対象となりません。
32	対象外経費	領収書	報償費や旅費を支出したが、領収書がない場合や本人の領収印等がない場合でも補助対象となるか。	本人が領収したことが確認できない場合は、補助対象となりません。 宛名、領収金額、支出目的(但し書き、購入物の内容・数量等)、領収日、領収書発行者等が領収書に記載されているか、実績報告前にご確認ください。

熊本県介護職員確保支援事業補助金 Q & A集

最終更新日:令和8年(2026年)7月15日

No	項目	キーワード	質 問	回 答
33	対象外経費	領収書	領収書やレシートの印字が消えてしまった。この場合の経費は補助対象として認められるか。	補助対象となりません。 特に感熱紙の場合は、気温が高くなる場所での保管には十分ご注意ください。
34	対象外経費	領収書	バーコード決済画面のスクリーンショットも領収書として認められるか。	宛名、領収金額、支出目的(但し書き、購入物の内容・数量等)、領収日、領収書発行者等が記載されている領収書が必要となりますので、認められません。
35	対象外経費	領収書	領収書発行者が法人内の団体(事業所・施設等)や個人等の場合、補助対象となるか。	補助対象となりません。